

## 目 次

東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の岩手県における処理の記録（概要版）	4
第1章 東日本大震災津波の被害	8
第1節 被害状況	8
第2節 災害廃棄物の特徴	11
第2章 災害廃棄物の処理をめぐる環境等	13
第1節 発災直後の状況と取組み（初動）	13
第2節 し尿・生活ごみの処理	15
第3節 災害廃棄物の撤去	19
第4節 組織体制	22
第5節 協力・支援体制	27
第6節 法制度	36
第7節 処理費用の財源	39
第8節 発生量の推計	43
第9節 処理の方針・計画	48
第10節 広聴・広報	52
第11節 他自治体等からの視察	54
第3章 災害廃棄物の処理	56
第1節 処理全般	56
第2節 被災建物等の解体	64
第3節 施工監理	67
第4節 仮置場の設置	74
第5節 破碎・選別	80
第6節 収集・運搬	94
第7節 再生利用（セメント資源化、柱材・角材の再生利用）	99
第8節 再生利用（復興資材化）	103
第9節 焼却処理	106
第10節 仮設焼却炉での処理	110
第11節 最終処分	116
第12節 海洋投入処分	119
第13節 処理困難物の処理	121
第14節 被災した家電、自動車及び船舶の処理	126
第15節 広域処理	131
第16節 放射性物質への対応	138
第17節 安全対策	140
第4章 仮置場の原状回復	146
第5章 災害廃棄物の処理の進捗管理	151
第6章 本県からの提言	154
【資料編】	161

## 本記録誌の対象

- 本記録誌は、東日本大震災津波により本県で発生した災害廃棄物の処理について、主に県が実施した事項について記載しているほか、被災市町村、各種処理に携わった事業者の皆様等へのヒアリング等を通じて取りまとめたものである。
- 県内内陸部においても被災された地域もあるが、本記録誌の記載の範囲は沿岸部の市町村等の被災対応に限定している。

## 凡 例

- 本記録誌における語句の一部は、以下により使用している。

語 句	内 容
道路啓開	緊急車両等の通行のため、道路を塞いでいる災害廃棄物を撤去し、交通（ルート）を確保すること。
一次仮置場	道路啓開や被災家屋の解体等により収集した災害廃棄物を、一時的に保管する場所。
二次仮置場	処理施設等の受入条件に合わせて、災害廃棄物の破碎・選別等を行う場所。
津波堆積物（津波堆積土）	海底や海岸に存在していた砂や泥が津波により陸上に打ち上げられたもの（津波堆積物）。これらを砂や泥と廃棄物とを適切に選別したものを津波堆積土という。
復興資材	災害廃棄物のうち、津波堆積物、コンクリートがら、可燃系廃棄物及び不燃系廃棄物を破碎・選別等により資材化したもの。
広域処理	本記録誌では県外での処理を指す。

○本記録誌における語句の一部は、以下により略称等で表記することがある。

語 句	略称等表記
東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針 (マスタープラン)	国マスタープラン
岩手県災害廃棄物処理実行計画	県実行計画
岩手県災害廃棄物処理詳細計画	県詳細計画
岩手県災害廃棄物処理対策協議会	県対策協議会
東京電力(株)原子力発電所	原子力発電所
市町村、一部事務組合及び広域連合	市町村等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物処理法
東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律	東日本大震災財特法
東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法	東日本大震災特措法
政府調達に関する協定	W T O協定
特定業務共同企業体	共同企業体
特定家庭用機器再商品化法	家電リサイクル法
岩手県復興資材活用マニュアル	県復興資材活用マニュアル
東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン	国広域処理ガイドライン
災害廃棄物仮置場の返還に係る土壌調査要領	県土壌調査要領